

ジョスパン政権下での外国人法制の改正について

光 信 一 宏

目 次

- 一 はじめに
- 二 一九九八年三月一六日の法律（ギグー法）
- 三 一九九八年五月一日の法律（シュヴェヌマン法）
- 四 アムステルダム条約の批准と憲法改正

一 はじめに

下院議員の任期満了まで残すところあと一年となった一九九七年の初夏、シラク大統領は下院の解散という「賭け」に出たが、総選挙の結果は、社会党の歴史的敗北といわれた九三年当時とは対照的に、社会党の躍進および保守勢力の惨敗に終わった。このことを受け、シラク大統領はジョスパン社会党書記長を首相に任命し、ここに社会党、共産党、緑の党などを与党とする左翼連立政権が誕生した。ジョスパン政権は、執行府内部の保革共存（コア

「ピタシオン」、および上下両院での多数派のねじれ（上院では保守派が多数を占める）という錯綜した政治状況の中で、一年足らずの間に、外国人の法的地位に直接関わる以下の（広義の）法律を矢継ぎ早に可決成立させることに成功している。

- ① 「国籍に関する一九九八年三月一六日の法律第一七〇号」(J. O. N.° 64 du 17 Mars 1998, p. 3935)
- ② 「フランスにおける外国人の入国および滞在ならびに庇護権に関する一九九八年五月一日の法律第三四九号」(J. O. N.° 109 du 12 Mai 1998, p. 7087)
- ③ 「フランス国民以外のフランスに居住する欧州連合市民による市町村選挙の選挙権および被選挙権の行使に関する憲法第八八条の三の実施要件を定め、一九九四年二月一九日のEC命令の転換を定める一九九八年五月二五日の組織法律第四〇四号」(J. O. N.° 120 du 26 Mai 1998, p. 7975)
- ④ 「憲法第八八条の二および第八八条の四を改正する一九九九年一月二五日の憲法法律第四九号」(J. O. N.° 21 du 26 Janvier 1999, p. 1343)

このうち③は別稿で検討したので、ここではそれ以外の法律を取上げるが、しかし諸般の事情から、立入った分析は断念せざるをえず、概略の紹介にとどめることをあらかじめ断っておきたい。

二 一九九八年三月一六日の法律（ギグー法）⁽²⁾

「フランスにおける外国人の入国および滞在の要件に関する一九四五年一月二日のオルドナンス第二六五八号」⁽³⁾（以下、一九四五年オルドナンス）は、一条において、「外国籍を有する者であれ、およそ国籍を有しない者であれ、

フランス国籍を有しないすべての個人は、本オールドナンスの意味における外国人とみなされる」と定める。この「フランス国籍を有しないすべての個人」という文言は、単に一九四五年オールドナンスの適用対象の確定ということにとどまらず、外国人の定義というより、一般的な意味を有する。すなわち、フランス国籍の有無が内外人を法的に区別する標識であり、国籍の得喪に関するルールをどのように定めるかは、外国人の法的地位を大きく左右する問題だということができる。実際、ここ二〇年ほどの間、次章で触れる出入国管理法制とともに、国籍法制——従来は国籍法典が存在したが、一九九三年の法改正以後は、民法典の中に国籍に関する諸規定が置かれている——が、フランスの移民政策の重要な柱であり続けてきたことは周知のとおりである。そしてこのことは、一九九七年七月三十一日に、移民研究の権威であるP・ヴェイルを長とする諮問委員会（ヴェイル委員会）が、ジョスパン首相に対し、『フランス国籍付与のための生地主義原則の適用要件について』と『公正かつ実効的な移民政策のために』という二つの報告書⁽⁴⁾を同時に提出した事実⁽⁵⁾に象徴される。

(1) ヴェイル委員会第一報告書の提言

そこですで、第一報告書の中身を見ると、一八八九年法から一九九三年法までのフランス国籍法制の変遷を簡潔に跡づけているが、主眼は一九九三年改正の評価である。報告書によると、共和制的伝統を一言で要約すれば、国籍の実質的根拠を民族的な事柄よりも、むしろ家庭・学校・軍隊等での教育を介した「社会的諸規範(codes sociaux)の取得」に求めてきたことである⁽⁵⁾。そして、こうした社会化(socialisation)と国籍との密接な関係を具体的に示すが、「二重の生地主義」および「成年時での国籍の自動取得」に他ならない。前者が、本人だけでなく親自身がフランス国内で生まれたいわゆる「第三世代の移民」に、出生と同時にフランス国籍を付与する制度であるのに対し、

後者は、外国で生まれた親からフランスで出生した「第二世代の移民」に、成年に達した時点で国籍の自動取得を認めるというものである。しかし、一九八八年の国籍委員会の答申（『今日および明日のフランス人であること』⁽⁶⁾）を踏まえ、バラデュール保守政権の下で制定された「国籍法を改正する一九九三年七月二二日の法律第九三三号」⁽⁷⁾は、それまで比較的容易であった国籍の付与（attribution）および取得（acquisition）に一定の枠をはめるに至っている。すなわち、「二重の生地主義」の適用範囲を狭めるとともに、「成年時での国籍の自動取得」を廃止し、一六歳から二一歳までの間に本人が明示の意思表示をしない限り国籍の取得を認めないこととしたのである。⁽⁸⁾このことが当時、大きな論争を生んだことは記憶に新しいところだが、報告書は、「本人の知らない間にフランス人になる」という不合理な事態を回避し意思の自律性を尊重する点を評価する一方で、明示の意思を求める根拠とされた「軍隊や学校等の伝統的な統合手段の機能不全」は事実には反すると批判する。⁽⁹⁾そして最後に、改革の基本方針として、「手続きの改善」、「一九九三年以前の制度への復帰」、「一九九三年法の長所（意思の自律性の尊重）を取り入れながら、一八八九年法の原則に立ち戻ること」の三つがありうるとするが、委員会自身は、現行の制度を全面否定せず、その長所を活かしつつ共和制的伝統に立ち返ろうとする第三の選択肢に同調する姿勢を示している。⁽¹⁰⁾

(2) ギグー法の骨子

ヴェイル委員会の第一報告書を受け、ジョスパン内閣は法案を作成し、一九九七年一〇月一五日に下院に提出するが、保守勢力が多数を占める上院の反対を予想して、一九五八年憲法四五条二項の規定に基づく緊急宣言が行われている。実際、下院が政府案を基本的に支持したのに対し、上院では一九九三年法の精神に沿った修正を行ったため、両院の意見が真つ向から対立し、結局、下院が単独で法案を可決することになる。⁽¹¹⁾（これと同様の事態が、出

入国管理法制の改正の場面でも生じている。

成立した一九九八年三月一六日の法律（ギグー法）だが、何より注目されるのが「成年時での自動取得制度」の復活であり、フランスにおいて外国人の両親から生まれた子供は、成年に達したときに、フランスに住所を有し、かつ、一一歳の時から五年以上継続して、または継続せずに常居所を有していた場合、国籍を当然に取得する。このように本人の意思表示を不要とした点は一九九三年法からの決別を意味するが、しかし他方で、次に示すように、本人の意思の尊重という考え方そのものは継承されている。

第一に、成年に達するより前の六ヶ月以内、および達した後の一二ヶ月以内に、外国籍を有することを条件に、フランス国籍を放棄することが認められる。本人の意思に反する国籍の取得を回避するための措置である。

第二に、フランスにおいて外国人の両親から出生した子供は、一六歳に達したときに、フランスに住所を有し、かつ、一一歳の時から五年以上継続して、または継続せずに常居所を有していた場合、単独でフランス国籍の取得を請求しうる。

第三に、フランスにおいて外国人の両親から出生した子供は、一三歳に達したときに、八歳の時から常居所を有している場合、本人の同意を条件に親がフランス国籍を請求しうる。

第四に、外国人の親がフランスで生まれた子供のために、出生の時点で国籍を請求するという一九九三年以前の制度はしりぞけられている。親自身の利益のために悪用される危険があることのほか、「フランス人たることを欲しないフランス人を生むような制度は望ましくない」というのがその理由である。

以上見てきたように、ここでは、一九九三年法の全面否定ではなくその長所を活かすという、ヴェイル委員会の示した現実的な途が選択されたといえよう。

三 一九九八年五月二日の法律（シュヴェヌマン法）⁽¹²⁾

フランスへの外国人の出入国は、国際条約または法令に特例がある場合を除き、一九四五年オールドナンスの規律に服する。この出入国管理の基本法ともいべきオールドナンスは、一九八〇年代以降、政権交代等のたびに頻繁に改正されており、このことが制度の不安定化ないし複雑化の一大要因となつて⁽¹³⁾いる。

一二〇項目以上もの提案を行ったヴェイル委員会の第二報告書（「公正かつ実効的な移民政策のために」⁽¹⁴⁾）を踏まえ、ジョスパン政権が、一九四五年オールドナンスの改正を主な内容とするいわゆるシュヴェヌマン法案を下院に提出したのは一九九七年一月二五日のことである。提案理由⁽¹⁵⁾の中で政府は、移民の受入れ停止を決定した一九七四年以降、少なくとも次の基本原則は問題視されてこなかったとする。すなわちそれは、「正規外国人の在留の承認、および、有効期間一〇年で更新可能な居住者証の交付により、その在留を安定化させるといふ願望」、「統合を希望する者、とくにフランスで出生した移民の子供を共和国に統合させるといふ意志」、「難民に対する特別の保護」、「正常な家族生活に対する権利への配慮」である。政府は、「共和国のコンセンサス」として以上の四点を再確認したうえで、ヴェイル委員会によって示された基本哲学に立脚し、イデオロギーにとらわれない「単純かつ現実的な諸提案からなる均衡のとれた」法案を提示しようとする。

(1) 一九四五年オールドナンスの改正

政府案は大きく分けて「一九四五年オールドナンスの改正」、「庇護に関する諸規定」、「民法典、刑法典、刑事訴訟

法典、社会保障法典等の改正」からなるが、特筆すべきは前二者である。庇護権の問題は後述することとし、ここでは一九四五年オールドナンスの改正を見ると、その骨子は次のとおりである。

① 「移動の自由を容易にすること」(査証拒否の場合の理由付記、宿泊証明書制度の改正、「年金受給者」と記載された滞在資格の創設、出国査証の廃止など六項目)

② 「正規滞在者の在留を容易にすること」(「科学者」と記載された一時滞在許可証の創設、一時滞在許可証の当然交付の範囲拡張、居住者証の交付要件からの「適法入国」の削除、居住者証の更新要件からの「フランスに常居所を有すること」の削除)

③ 「私的および家族的状况により、一層配慮すること」(一定範囲の外国人に対する「私的および家族的状况」と記載された一時滞在許可証の当然交付、家族再結集の要件の緩和など六項目)

④ 「外国人の権利をより、一層保障すること」(行政による領土への立入り禁止の廃止、行政留置の延長拒否に対する検察官による執行停止力を有する訴えの廃止など六項目)

⑤ 「不法移民に対する取締り手段および不正規外国人の退去強制を改善すること」(行政留置期間の変更など五項目)

法案は上下両院の二回の読会に付されたのち、下院によって単独可決されたが、その過程において、(a)査証拒否理由が付記される外国人の範囲の拡大、(b)宿泊証明書の廃止、(c)欧州共同体等加盟国出身者に対する特別の滞在資格の付与、(d)一時滞在許可証への「芸術的および文化的職業」という記載項目(mention)の追加、そして(e)居住者証の当然交付の範囲拡大などの修正が行われている。⁽¹⁶⁾また、一九九八年五月五日の憲法院判決により違憲とされた規定が削除された。⁽¹⁷⁾

そこで次に、主な改正点を「出入国」、「滞在」、「退去強制」の各局面に分けて概観しよう。

① 出入国

出入国に関する改正点として、とくに以下の二点が重要である。

(i) 査証拒否の場合の理由付記

大使館または領事館による入国査証の発給拒否については、一九八六年九月九日法⁽¹⁸⁾により、行政行為の理由づけ義務に関する一九七九年七月一日法の特例措置として、理由付記の義務が免除されていたが、今回の改正で、「国の安全に配慮して」という条件つきながら、所定の外国人に関しては、付記が義務づけられることになった。保護の対象となるのは、フランスと何らかの意味で密接な関係を有する以下に列記する者である。(a) 欧州共同体または欧州経済空間の加盟国国民の家族、(b) フランス人の配偶者、二一歳未満の、または被扶養者たる子ども、および尊属、(c) フランス当局により養子縁組の承認を得た者と、外国で完全養子縁組した未成年者たる子ども、(d) 家族再結集の許可を受けた者、(e) 賃労働の許可を受けた者、(f) 入国を認められない者としてシエンゲン情報システム(SIS)に登録された者、(g) 居住者証を当然交付される者の一部(フランスの機関により支払われる労働災害年金または職業上の疾病年金の受給者で障害率が二〇%以上の者、フランス軍または連合軍において兵役の経験がある者、難民の認定を受けた者など)、(h) 高等教育課程の留学生。

(ii) 宿泊証明書の廃止

宿泊証明書(certificat d'hébergement)とは私的訪問または家族訪問のための短期滞在査証の取得に必要な書類であり、宿泊する者および宿泊させる者の身元および宿泊場所等が記載される。この制度は元来、訪問者のための適切な宿泊場所の確保を目的としていたが、一九九〇年代以降、次第に出入国管理の手段としての性格を強

め、一九九七年四月二四日法(ドブレ法)⁽¹⁹⁾では、外国人が通常の状態の下で宿泊できないと判断される場合や証明書の記載が不正確である場合のほか、宿泊させる者が手続きを悪用した場合に査証を拒否する権限を知事に認める一方、訪問者に対し出国時における警察当局への証明書の返却義務を課していた。これに対し今回の改正では、宿泊証明書が廃止され、代わりに、一九九八年六月二三日のデクレ⁽²⁰⁾により、受入れ証明書(Attestation d'accueil)が市町村長または警視もしくは憲兵班長によつて交付されることになったが、当局には記載事項の真实性を調査する権限がなく、また交付の拒否事由が必要書類の不提出の場合に限られるなど、総じて入国規制の側面が後退している。

② 滞在

滞在中については、以下のような広範囲にわたる改正が行われている。

(i) 欧州共同体等加盟国出身者の滞在の安定化

フランス国内で経済活動に従事する欧州共同体または欧州経済空間の加盟国国民およびその家族に付与される滞在許可証について、有効期間を、最初は五年、二回目以降は一〇年としていた(一九九四年三月一一日デクレ七条)⁽²¹⁾のを改め、一回目は一〇年、更新時は相互主義を要件に無期限とする(相互主義の要件を充たさない場合は、一〇年)こととなった。

(ii) 「年金受給者」と記載された滞在許可証の新設

居住者証の下でフランスに滞在したのち、国外に常居所を移した拠出制老齢年金の受給者は、請求にもとづき、有効期間一〇年で当然更新の滞在許可証を付与される。この場合、許可証の所持者は一年未満の滞在中のためフランスにいつでも入国できるが、就職は認められない。本制度のねらいは、年金が受給できなくなることを懸念し

て本国への帰国を躊躇する者に対し、フランスへの再入国の自由を認めることによつて、帰国を促そうというものである。

(iii) 一時滞在許可証の記載項目の追加および変更

第一に、一時滞在許可証の記載項目として、従来の「訪問者」、「学生」、「許可を受けた職業活動」のほかに、「科学者」ならびに「芸術的および文化的職業」が追加されている。

第二に、家族再結集の名目で付与された滞在許可証の記載項目が、「家族の構成員」から「私生活および家族生活」に改められている。これは単なる名称の変更にとどまらず、次に述べる当然交付の範囲の拡大を伴っている。

(iv) 一時滞在許可証の当然交付の範囲拡大

以下に掲げる者には、「私生活および家族生活」と記載された一時滞在許可証が当然に交付される。

(a) 少なくとも親の一方が一時滞在許可証を有する未成年者もしくは成年に達してから一年以内の者、および、適法に入国した者で配偶者が一時滞在許可証を所持しており、かつ、家族再結集の名目でフランスでの滞在を許可された者。

(b) 未成年者もしくは成年に達してから一年以内の者で、一〇歳の時からフランスに常居所を有していることを証明した者。

(c) 重婚者でない者で、一〇歳の時から、または一五年以上、学生の資格でフランスに居住していることを証明した者。

(d) 重婚者でない者で、フランス人と結婚しており、適法に入国した者。但し、配偶者がフランス国籍を保有していること、および、外国で結婚した場合はフランス人身分登録簿に事前登録されていることが要件

- となる。
- (e) 重婚者でなく、配偶者が「科学者」と記載された一時滞在許可証を所持している者で、かつ、適法に入国した者。
 - (f) 重婚者でなく、フランスに居住しているフランス人未成年者の父または母で、部分的であれ親権を行使するか、子供を実際に扶養している者。但し、父または母の資格が子供出生後の認知による場合は、出生の時または少なくとも一年前から子供を扶養していることが必要である。
 - (g) 重婚者でない者で、上記の範疇または家族再結集の権利を享有する者には該当しないが、滞在の不許可により、私生活および家族生活の尊重に対する権利を著しく侵害される者。
 - (h) フランスに出生し、八年以上継続して居住し、かつ、一〇歳の時から少なくとも五年間フランスの学校に就学した者で、一六歳から二二歳までの間に許可証の交付を申請した者。
 - (i) フランスの機関により支払われる労働災害年金または職業疾病年金の受給者で、障害率が二〇%以上の者。
 - (j) 庇護権に関する一九五二年七月二五日法により無国籍者の地位を取得した者、ならびに、その配偶者および未成年者もしくはは成年に達してから一年以内の者。但し、地位の取得よりも前に結婚していること、もしくは、少なくとも一年以上結婚しており、かつ、実際に共同生活を営んでいることが必要である。
 - (k) フランスに常居所を有し、健康状態が医師の介護を必要とする者で、介護がなければきわめて重大な結果がもたらされるであろう。但し、本国において適切な処置を受けられないことが要件である。
 - (l) 領土的庇護を受けた者、ならびに、その配偶者および未成年者もしくはは成年に達してから一年以内の者。

但し、庇護を受けるよりも前に結婚していること、もしくは、少なくとも一年以上結婚しており、かつ、実際に共同生活を営んでいることが要件となる。

(v) 居住者証の交付および更新の要件の緩和

第一に、居住者証の当然交付の「適法に入国したこと」という要件が廃止されている（但し、「適法な滞在」という要件は従来どおりである）。第二に、「私生活および家族生活」と記載された一時滞在許可証の所持者および領土的庇護を受けた者に対し、一定の要件の下に居住者証が当然交付されることになった。第三に、「常居所を有すること」という居住者証の更新の要件が廃止されている。

(vi) 家族再結集制度の改善

家族再結集の制度に関しては、以下のような改善が行われている。第一に、家族呼寄せの申請が可能となる（本人のフランスにおける）居住期間が、これまでの二年から一年に短縮されている。第二に、呼寄せの要件である「家族を扶養できるだけの安定した十分な資力」については、本人の資力だけでなく、配偶者の資力が考慮されることになった。第三に、家族に対する十分な住居の提供という要件は申請時ではなく、家族の到着時に具備すればよいことになった。第四に、正規の手続きによらない家族の呼寄せについて、本人の滞在資格の取消という制裁措置が廃止されている。

(vii) 「滞在資格委員会」の設置

当然交付の対象者に対し、一時滞在許可証の交付または更新の拒否もしくは居住者証の交付の拒否を行おうとする場合、知事は各県に設置される「滞在資格委員会」（裁判官などで構成される）の意見を聴取しなければならぬ。同委員会の答申には法的拘束力がないが、知事の決定に対するコントロールという見地から、旧制度を復

活させたものである。

③ 退去強制

いわゆる不法移民に対する取締りについてはプロの不法入国援助者を処罰する新しい犯罪類型の創設があるが、より注目されるのは、退去強制に関する以下の措置である。すなわち、まず国境への護送に関しては、その決定の適法性を争う訴えの期限が従来は通知後二四時間以内とされていたのが、今回の改正で四八時間以内、郵便による通知の場合は七日以内となった。また、国境への護送の決定に付随して行われていた行政による領土への立ち入り禁止が廃止されている。第二に、行政留置に関しては、二回目の延長期間が従来の三日間から五日間に変更されるところにも、延長が認められるための要件が若干緩和されている。またそのほかにも、いわゆる司法留置の廃止や退去手続きに関する手続きの改正などがあるが、ここでは省略する。

(2) 庇護権に関する改正

庇護権に関しては、一九四五年オールドナンス第七章の「庇護申請者」に関する規定の一部が一九五二年七月二五日法（フランス難民・無国籍者保護事務所に関する法律）から「庇護権に関する法律」へと改称）に移されるとともに、従来の難民条約または国際連合難民高等弁務官事務所規程にいう難民に対する庇護（条約的庇護）のほかに、憲法的庇護および領土的庇護が新たに付け加えられている。

まず憲法的庇護だが、「自由のための活動を理由に迫害されたすべての者は、共和国の領土において庇護を受ける権利を有する」と定める一九四六年憲法前文四段について、憲法院は当初、難民条約およびそれを受け制定された一九五二年法により実施されるものと解していた（例えば一九八六年九月三日判決⁽²²⁾）。このことは、憲法的庇護を条

約的庇護といわば同一視することを意味するが、一九九一年七月二五日および一九九三年八月一三日の兩判決では、それまでの解釈を変更し、憲法的庇護に独自の意義を承認している。⁽²³⁾しかし、その後も憲法的庇護の実施措置が何ら講じられないままであったところ、ヴェイル委員会の提言を受けた今回の法改正により、自由の闘士にも難民資格が認定されることになったのである（認定の手続き等は条約的庇護の場合と同一である）。⁽²⁴⁾

本法ではさらに、これもヴェイル委員会案の趣旨を踏まえ、「本国において生命または自由が脅かされること、もしくは、欧州人権保護条約三条（拷問または非人道的な処遇・刑罰の禁止——引用者）に反する取り扱いにさらされることを証明する外国人」に対し、内務大臣が、外務大臣の意見を聴取したのち、国益と両立しうる要件の下で領土的庇護を与える権限が認められている。従来の行政上の慣行が法律によって正式に承認された形だが、この領土的庇護の対象は憲法的庇護と条約的庇護のいずれにも該当しない者であるとされている。⁽²⁵⁾

以上、きわめて不十分ではあるが、シユヴェヌマン法の内容を概観してきた。移民政策については、従来、ともすれば移民の権利を尊重する左翼と秩序を重視する保守派との対立という図式的見方に傾きがちであった。たしかにそれは物事の一面を衝くものであり、とくに選挙において両陣営の政策上の違いが強調される傾向にあることは否めないところである。とはいえ、すでに多数の論者によって指摘されているように、こうした表面的な対立の背後に一定のコンセンサスが存在していることは見逃せない。すなわち、ごく大雑把にいうとそれは、外国人労働者の新規受入れの禁止を前提としたうえで、適法滞在の移民のフランス社会への統合を促進する一方で、いわゆる不法移民を厳しく取り締まっていこうというものである。今回、保守政権下で成立した法律（バスクワ法、ドブレ法等）の全面改正を公約に掲げたジョスパン政権が、にもかかわらず、部分的な見直しにとどめたのは、もとより保

守派が多数を占める上院の意思を無視できなかったこともあるが、こうしたコンセンサスの存在によるところが大きいのではないだろうか。

四 アムステルダム条約の批准と憲法改正

外国人の処遇、とくに出入国および滞在の管理・規制はこれまで受入れ国の裁量事項とされてきたが、しかし一九九〇年代以降、欧州統合の強化・発展に伴い、こうした伝統的な国家主権の考え方が大きく揺らぎつつある。中でも、次に紹介するアムステルダム条約は、査証、庇護、および移民等の広範な領域においてEC諸機関への権限移譲を容認するものであり、特筆に値する。

(1) アムステルダム条約の関連規定

一九九七年一〇月二日に欧州連合に加盟する一五ヶ国の間で調印されたアムステルダム条約⁽²⁶⁾では、EC条約第三部の中に第VI編「査証、難民庇護、移民、および人の自由移動に関するその他の政策」が追加されているが、その内容は大要以下のとおりである。

第一は、理事会による採択方式に関わるものである(六七条)。すなわち、条約発効後の五年間は、委員会の提案または加盟国の発案にもとづき、欧州議会に諮ったのちに全会一致により採択する。これに対し、五年が経過したのちは、採択はもっぱら委員会の提案にもとづくものとし、加盟国の発案が認められなくなる。また、欧州議会に諮ったうえで全会一致により、二五一条の定める手続き(特定多数決、欧州議会との共同決定)を本編の全部また

は一部に適用するよう決定することができる。なお、三ヶ月未満の短期査証に関する事項の一部（域外国境を通過する場合に査証義務が課される第三国のリスト、および査証の様式）については、一九九二年のマーストリヒト条約（欧州連合条約）以後、すでに特定多数決制が導入されており、今回、その他の事項についても、五年の経過後直ちに二五一条の定める手続きに移行することになった。

第二に、理事会は上記六七条の定める手続きにしたがい、以下に関する措置を決定する（六二、六三条）。

- ① 欧州連合市民であると、また第三国国民であるとを問わず、域内国境を通過する場合の検問の全面撤廃。
- ② 域外国境における検問の実施のため加盟国が遵守すべきルールおよび方式、ならびに三ヶ月未満の短期査証に関するルール。
- ③ 第三国国民が最長三ヶ月間、加盟国内を自由に移動しうるための要件。
- ④ 難民庇護（i）庇護申請の審査にあたる加盟国の決定基準およびその方式。（ii）庇護申請者の受入れ、難民の地位を主張できるために具備すべき要件、および難民の地位の付与または取消しの手続きに関する必要最低限のルール）。
- ⑤ 難民および亡命者（i）亡命者および他の理由により国際的保護を必要とする者に対する一時保護の付与に関する必要最低限のルール。（ii）難民・亡命者を受入れ、その結果を甘受するため加盟国が同意した諸努力相互の均衡の確保）。
- ⑥ 移民政策（i）入国および滞在の要件、ならびに加盟国によるとくに家族再結集のための長期査証および滞在資格の交付手続きに関するルール。（ii）不法移民および不法滞在）。
- ⑦ ある加盟国に適法に滞在している第三国国民の他の加盟国における滞在の権利、およびそのための要件。

これらのうち、⑤(i)、⑥(i)、および⑦を除く他の措置に関しては、条約発効後五年以内に決定するものとされている。なお本編は、公的秩序の維持および国内の安全保持のため加盟国に課せられた責任の遂行を損なうものではない(六四条)。

(2) 憲法の改正

アムステルダム条約については、憲法五四条の規定にもとづき、大統領と首相の双方から憲法院への提訴が行われ、一九九七年二月三十一日、その一部を違憲とする判決が出されている⁽²⁷⁾。違憲とされたのは、条約発効五年後の加盟国の発案権喪失および二五一条(特定多数決制、欧州議会との共同決定)の適用可能性について規定した部分であり、「国民主権の行使の本質的条件」を侵害するというのがその理由である。憲法院はすでに、一九九二年四月九日判決において、第三国国民の域外国境の通過に関する事項の一部を特定多数決で採択することを違憲としており⁽²⁸⁾、今回の判決は当然予想されたものといえることができる。

さて本判決を受け、条約批准の前提として、一九九八年七月三〇日に憲法改正の手続きが開始され、翌年一月一日、上下両院の合同会議は七五八対一一一の大差で憲法法律案を可決したが、成立した「憲法八八条の二および八八条の四を改正する一九九九年一月二五日の憲法法律第四九号」⁽²⁹⁾の内容は次のとおりである。第一に、憲法八八条の二の「および、欧州共同体加盟国の域外国境の通過に関する規則の決定」という箇所を削除する。第二に、八八条の二に次の一節を追加する。すなわちそれは、「同じ留保のもとに、かつ、一九九七年一〇月二日に調印された条約に由来する文書のもとで欧州連合条約の定める方式に従い、人の自由な移動およびこれにかかる領域に関する規則の決定に必要な権限の移譲に同意することができる」というものである。第三に、憲法八八条の四を次のよう

に改正する。「政府は、立法的性格をもつ規定を含む欧州共同体法および欧州連合法の提案が欧州連合理事会に送付されたのち直ちに、これを国民議会および元老院に送付する。同様に政府は、欧州連合の組織から発せられる他の法案およびあらゆる文書を送付することができる。決議は、各議院の議院規則により定められる方式にしたがい、場合によっては会期外において、前項にいう提案または文書に関しこれを選択することができる。」こうして憲法上の障害が取り払われたのち、一九九九年二月三日からアムステルダム条約の批准をめぐる審議が始まり、同年三月二三日、「欧州連合条約、欧州共同体設立条約および一定の付属文書を改正するアムステルダム条約の批准を許可する一九九九年三月二三日の法律第二二九号」⁽³⁰⁾が成立している。審議内容の詳細に立入ることはできないが、マーストリヒト条約の批准をめぐる激論がたたかわされた一九九二年当時と異なり、今回は反対派の抵抗もそれほど強くなく、批准の時期が大幅に遅れた点を除けば、比較的スムーズに進行したというのが筆者の受けた印象である。

最後に、アムステルダム条約後の動きについて一言触れておこう。二〇〇一年二月二六日のニース条約⁽³¹⁾（フランスでは、同年七月一〇日に同条約の批准を許可する法律が成立⁽³²⁾）では、査証、身分証明書、滞在資格もしくはこれに類する他の書類、および社会保障に関する事項をEC条約二五一条（特定多数決、欧州議会との共同決定）の適用除外とする一方、EC条約六三条一項および二項(a)の定める難民庇護および難民に関する措置（庇護申請の審査にあたる加盟国の決定基準およびその方式。庇護申請者の受入れ、難民の地位を主張できるように具備すべき要件、および難民の地位の付与または取消しの手続きに関する必要最低限のルール。亡命者および他の理由により国際的保護を必要とする者に対する一時保護の付与に関する必要最低限のルール）について、五年という移行期間を取り払い、理事会が「共通の規則および重要原則」を全会一致で定めるという条件で二五一条を適用することとしてい

る。このように、「外国人法の共同体化(communautarisation)」と呼ばれる現象は現在も進行中であり、フランス法への影響も含め、今後の動きを注視していく必要がある。

〔注〕

- (1) 拙稿「フランスにおける外国人の選挙権・再論」『愛媛法学会雑誌』二六卷三・四号(二〇〇〇年)一一五頁以下。
- (2) 本章全体に関わる参考文献として、P. Courbe, *Le nouveau droit de la nationalité*, 2e éd. (1998), 149p.
- (3) 一九四五オルトマンズの全文はC. Teigen-Colly (éd.), *Textes du droit des étrangers* (1999), pp. 60 et s. に掲載されている。
- (4) P. Weil, *Mission d'étude des législations de la nationalité et de l'immigration* (1997), 175p.
- (5) *Ibid.*, pp. 19 et s.
- (6) *Étre français aujourd'hui et demain* (1988), 2vol.
- (7) *Loi no93-933 du 22 juillet 1993 réformant le droit de la nationalité*, J. O. N° 168 du 23 juillet 1993, p. 10342.
- (8) 一九九三年七月二二日法による主な改正点については、林瑞枝「一九九三年度フランスにおける移民関係法令の変更とその意義について 2」『時の法令』一四六九号(一九九四年)四八頁以下を参照。
- (9) Weil, *op. cit.*, pp. 24 et s.
- (10) *Ibid.*, pp. 30 et s.
- (11) 上二画記の議論をまとめた資料集として、T. Mage (éd.), *De la nationalité: Lionel JOSPIN et sa réforme relative à la nationalité devant le Parlement français: octobre 1997-février 1998* (1998), 5vol.
- (12) 本章全体に関わる参考文献として、C. Teigen-Colly et F. Julien-Laferrère, "Chronique de législation", *L'Actualité juridique-Droit administratif*, no. 11 (1998), pp. 922 et s., no. 12 (1998), pp. 1001 et s.; V. Fabre-Alibert, "L'entrée et le séjour

- des étrangers en France depuis la loi du 11 mai 1998 : de l'immigration à l'intégration", *Revue trimestrielle des droits de l'homme* (1999), pp. 199 et s. ; D. Turpin, "La loi no 98-349 du 11 mai 1998 relative à l'entrée et au séjour des étrangers en France et au droit d'asile", *Revue critique de droit international privé*, t. 87 (1998), pp. 521 et s. ; 林端枝「フランスの入国・滞在管理法令の現在①②」『時の法令』一五五七号（一九九七年）五〇頁以下、一五五八号（同年）四六頁以下。
- (13) 一九四五年オールドナンズの大まかな骨組みについて、拙稿「フランスにおける外国人の人權」山下・中村・北村編『フランスの人權保障——制度と理論——』（二〇〇一年）二二三頁以下を参照。
- (14) 第二報告の本論は、「庇護権に特別の規定を再び与える」「權利のよりよい保障のために無駄な管理を廃止し、行政の不要な任務を軽減する」「不正規の移民に対する取締りの仕方を変える」「移民政策をよりダイナミックな國際政治の中心に置き直す」の全四章からなる。
- (15) Cf. T. Mage (éd.), *L'entrée et le séjour des étrangers en France et le droit d'asile*, t. 1 (1998), pp. 33 et s.
- (16) 上下両院の審議内容に関する資料集として、T. Mage (éd.), *L'entrée et le séjour des étrangers en France et le droit d'asile* (1998), 8vol.
- (17) 不法な入国・往来・滞在を幫助した法人の刑事責任を定める一九四五年オールドナンズ二二条の三から、「内務大臣のアレテによりそのリストが作成される人道的使命を有する非営利団体」等を適用除外する規定について、憲法院は、団体の評価を内務大臣に委ねることは、刑法の適用範囲、罪刑の定義、および刑事免責の範囲を立法府自身が定めなければならないとする——一九五八年憲法三四条および一七八九年權利宣言八条に由来する——要請に反するとしている(Cons. Constit. déc. no98-399 DC du 5 mai 1998, *Recueil des décisions du Conseil constitutionnel*, p. 245.)⁹なる本判決については、F. Luchaire, "La loi relative à l'entrée et au séjour des étrangers et au droit d'asile devant le Conseil constitutionnel", *Revue du droit public* (1998), pp. 1015 et s. を参照。
- (18) Loi no 86-1025 du 9 septembre 1986 relative aux conditions d'entrée et de séjour des étrangers en France, *Recueil Dalloz*,

- textes 59212 (1986).
- (21) Loi no 97-396 du 24 avril 1997 portant diverses dispositions relatives à l'immigration, J. O. N° 97 du 25 avril 1997, p. 6268.
- (22) Décret no 98-502 modifiant le décret no 82-442 du 27 mai 1982 modifié pris pour l'application des articles 5, 5-1 et 5-3 de l'ordonnance no 45-2658 du 2 novembre 1945 modifié relative aux conditions d'entrée et de séjour des étrangers en France, en ce qui concerne l'admission sur le territoire français, J. O. N° 144 du 24 juin 1998, p. 9557.
- (23) Décret no 94-211 du 11 mars réglementant les conditions d'entrée et de séjour en France des ressortissants des États membres de la Communauté européenne bénéficiaires de la libre circulation des personnes, J. O. N° 61 du 13 mars 1994, p. 3989.
- (24) Cons. Const. déc. no86-216 DC du 3 septembre 1986, Rec., p. 135.
- (25) Cons. Const. déc. no91-294 DC du 25 juillet 1991, Rec., p. 91; Cons. consti. déc., no. 93-325 DC du 13 août, Rec., p. 224. 同判決の関連部分にはほぼ同じなので、ここでは一九九三年判決を訳出しておく。「八八(略) 国際条約にもとづく他の庇護審査責任国の決定は、この場合にも、自国法に固有の諸規定(一九四六年憲法前文第四段のこと——引用者)を適用して、庇護申請の審査を確保するフランスの権利を当該条約が留保している場合にのみ、認められる。(略)」
- (26) 憲法的庇護手続きを条約的庇護手続きと同一にすることに、次のような問題が生じうる。すなわち、難民訴願委員会のメンバーの中には国連難民高等弁務官の指名する者が含まれているが、国際機関の代表または外国人がフランス憲法の解釈という裁判上の職務を遂行することは国民主権原理に抵触しないかという問題がそれである。この点に関して、一九九八年五月五日の憲法院判決は、国際的約定の実施に必要であり、かつ、「国民主権の行使の不可欠の条件」を侵害しない場合は許されるとした上で、本件は難民条約の実施のためであることとして、「国連難民高等弁務官の指名する者が委員会において占める割合が小さいことを理由に、合憲と判断して」(Cons. Consti. Déc. no98-399 DC du 5 mai 1998, Rec., p. 245.)
- (27) C. Tetgen-Colly et F. Julien-Laterrière, "Chronique de législation", *L'Actualité juridique-Droit administratif*, no. 12

(1998), p. 1004.

説

(26) Cf. Les traités de Rome, Maastricht et Amsterdam, textes comparés (1999), 320p. マムステルダム条約の邦訳として『国際政治統合研究会(代表 金丸輝男)「アムステルダム条約(仮訳)」『同志社法学』五一巻五号(二〇〇〇年)』一二四頁以下。

論

(27) Cons. Consti. Déc. no97-394 DC du 31 décembre 1997, Rec., p. 344. 本判決に「ユラフ」F. Luchaire, “Le traité d’Amsterdam et la Constitution”, Revue du droit public (1998), pp. 331 et s. を参照。

(28) Cons. Consti. Déc. no92-308 DC du 9 avril 1992, Rec., p. 55.

(29) Loi constitutionnelle no 99-49 du 25 janvier 1999 modifiant les articles 88-2 et 88-4 de la Constitution, J. O. N° 21 du 26 janvier 1999, p. 1343.

(30) Loi no 99-229 du 23 mars 1999 autorisant la ratification du traité d’Amsterdam modifiant le traité sur l’Union européenne, les traités instituant les Communautés européennes et certains actes connexes, J. O. N° 71 du 25 mars 1999, p. 4463.

(31) Traité de Nice, Journal officiel des Communautés européennes, 2001/C80/01.

(32) Loi no 2001-603 du 10 juillet 2001 autorisant la ratification du traité de Nice modifiant le traité sur l’Union, les traités instituant les Communautés européennes et certains actes connexes, J. O. N° 159 du 11 juillet 2001, p. 11027.

(追記) 本稿は、一九九九〜二〇〇〇年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(1) 研究代表者: 中村睦男北海道大学教授)の報告書に加筆修正を施したものである。